

行政常任委員会報告

令和6年1月11日
午後1時30分開議
委員会室

◎日程

1 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
- (2) 令和5年度補正予算について（補正予算調書）
- (3) 公有財産売買契約書に基づく損害賠償事案について

◎出席委員（7名）

高間 澄子 君
荒井 周司 君
徳谷 康憲 君
工藤 政則 君
君島 孝夫 君
櫻井 暁 君
千葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

◎出席者職氏名

議長	大山 修二 君
副市長	吉崎 仁司 君
総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝木 誠二 君
財政課長	板垣 克巳 君
財政係長	池 徳嗣 君
教育課長	堀 靖樹 君
事務局長	佐藤 浩一 君
書記	山下 倫弘 君
書記	増井 菜々実 君

【委員長挨拶】

(高間委員長)

それでは、皆さん、時間になりましたので、これより行政常任委員会を開催して参ります。

開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードに設定してください。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長、総務企画課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。財政課の報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【財政課】

(高間委員長)

それでは、財政課より報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

それでは、財政課の報告は3件ございますが、まず、報告事項の1点目、財政再生計画の変更につきまして、資料1-1をご覧ください。

今回の財政再生計画の変更は、令和5年度第4次(12月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものです。

計画変更後の歳入歳出増減額は6,322万8,000円となります。変更に伴い、必要となる財源につきましては、国庫支出金や地方債などの特定財源を活用するため、再生計画期間の変更はありません。

なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国・北海道と調整を図っており、内容に変更が生じる場合がありますことをあらかじめご承知おき願います。

それでは、資料1、歳出関係からご説明いたします。

1番目、小学校エアコン設置【財源振替】。12月計画変更で予算計上済みの本経費に対して国庫支出金が見込めることとなりましたことから、財源振替をするものであります。財源振替の内容といたしましては、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、1,904万4,000円を国庫支出金へ財源振替するも

のです。

2 番目、中学校エアコン設置。今夏の猛暑を受け、教育活動にも支障を来す中、生徒の健康保持と適切な学習環境を確保するため、確実な暑さ対策としてエアコン設置に係る経費を計上するものです。変更額は 6,385 万 5,000 円、財源は国庫支出金が 2,128 万 5,000 円、地方債が 2,350 万円、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金が 1,907 万円です。

3 番目、中学校スポットエアコン設置。中学校におきまして、今年度のエアコン設置工事着手が可能となりまして、来夏までの完了が見込めることから、12 月変更で計画に追加しましたスポットエアコン設置に係る経費について減額するものであります。変更額は 62 万 7,000 円の減額、減額となる財源は国庫支出金が 31 万 3,000 円の減額、一般財源が 31 万 4,000 円の減額となります。

次に、歳入関係です。歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。主なものについてご説明いたします。

1 番目、学校施設環境改善交付金につきましては、小・中学校エアコン設置工事に国庫補助金が見込まれることから、計上するものです。

2 番目、学校保健特別対策事業費補助金につきましては、中学校のエアコン設置工事計上に伴いまして、スポットエアコン設置事業を取り止めたことから、その財源である国庫補助金を減額するものであります。

5 番目、学校教育施設等整備事業債につきましては、中学校エアコン設置工事の財源として、地方債を計上するものです。

資料 1-1 の説明につきましては、以上です。

資料 1-2 につきましては、今回の財政再生計画の変更の概要を記載しておりますので、資料でご確認をお願いいたします。

次に、報告事項の 2 点目、令和 5 年度補正予算についてです。資料 2 をご覧ください。

1 ページは、一般会計の繰越明許費補正について記載しております。今回の補正予算で計上する中学校エアコン設置に係る経費につきましては、本年度内での事業完了が見込めないことから、関連経費を繰越ししようとするものです。

2 ページは、地方債補正について記載しております。今回の補正予算で計上する中学校エアコン設置に係る地方債を追加するものです。

3 ページは、一般会計補正予算の款別総括です。補正総額は 6,322 万 8,000 円で、補正後の予算総額は 120 億 6,250 万 9,000 円となります。

4 ページは、一般会計におきます事項別明細の補正を記載しておりますが、先ほど資料 1-1 で説明いたしました計画変更の内容と同様となっております。

ので、個別の説明は割愛させていただきます。

報告事項の2件目、令和5年度補正予算の説明は以上でございます。

(高間委員長)

ただいま、課長のほうから1と2と説明がありました。これにより、報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

12月の補正予算のときに聞けばよかったかも分からないのですけれども、今、これ、中学校の部分のエアコンが出てきたものですから聞きたいのですけれども、12月補正予算のときに、補正予算をするときに教育委員会からエアコン設置についての予算要求があったのかどうなのかについてお聞きしたいのですけれども。

(高間委員長)

財政課長。

(財政課長)

小学校と中学校を同時に要求があったかどうかということかと思えますけれども、一応中学校のほうも予算要求はございました。

しかしながら、その段階では国庫補助金等特定の財源が見込めないということから、一気に二つの事業を計上すると財政負担が大きいことから、まずは小学校からやって、次年度、6年度に国のほうの国庫補助金が見込めることから、中学校は6年度事業として国庫補助金を取った形で執行しようと考えておりましたので、その代わりとして夏場の中学校の暑さ対策としてスポットエアコンを計上したということになっております。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

そうすると、ここにも概要のところに書かれてあるのですけれども、教育活動にも支障を来す中、生徒の健康保持と適正な学習環境を確保するために、今回エアコンをつけるということなのですけれども、それゆえ、今の考えからいくと、スポットエアコンでもこの考えが守れるということが確認されているのかどうなのか、そういう判断があってスポットエアコンにしたのかどうなのかについてお聞きしたいのですけれども。

(高間委員長)

堀教育課長。

(教育課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

ちょっと食い違ふかもしれませんが、その段階ではスポットエアコンで十分環境を整えるという判断で制度設計をしていたところでございます。

答えになっていますか。

(千葉委員)

いや、教育委員会がそういう判断をしたというのであれば、子どもの健康を守れるということで判断したのであれば、あれですけれども。

(教育課長)

このたび、6年度に予定していた財源が前倒しになったので、今回の予算措置をしたというような形になります。

(高間委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

いや、財源的に夕張市の今後、財政上困ることであれば…。

すいません。千葉です。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

その辺については国と協議は進められていたのかどうなののかについて、お聞きしたいのですけれども。

(高間委員長)

板垣財政課長。

(財政課長)

その部分の国との協議といいますと、一応ですね、12月に小学校を先行して着手するということについては、今、中学校については6年度に確実な国庫補助を取った形でやりたいということについては、国も了解をしていたところですし、その間の暑さ対策として一定程度効果があるであろうスポットエアコンの経費を計上することについても、そこは国のほうでご理解をいただいたということで、12月変更の同意をもらっているということでもあります。

(高間委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

いいです。

(高間委員長)

はい、分かりました。

ほかにはございますか。皆さん、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見が、質問がないようですので、今の報告に対する質疑を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

それでは、次に報告事項の3点目、公有財産売買契約書に基づく損害賠償事案についてです。資料3をご覧ください。

本件につきましては、本年5月に市内の個人の方に市が売却した土地、こちら、もともとは市営住宅があった場所で、市営住宅を売却した後に更地になっていた土地なのですが、こちらにおきまして購入した個人の方が住宅の建築工事を始めたところ、当該土地の中にコンクリート殻、それから土管等が埋設されていたことから、その処理に要する費用について公有財産売買契約書第9条第1項に基づき、瑕疵の損害請求があったものであります。

本件に係ります請求額6万500円につきましては、内容等を確認した結果、妥当なものであったことから、地方自治法第180条第1項により、令和5年12月11日に損害賠償額の決定を市長において専決処分いたしましたので、その旨を直近の議会におきまして報告することとしております。

以上で、財政課の報告を終わります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

工藤委員。

(工藤委員)

この請求の場所なのですから、大きく構わないのですけれども、どこの地区になる物件。

(財政課長)

南清水沢になります。

(高間委員長)

何かすみません。意見を述べる時、挙手をお願いしたいのですけれども。

(財政課長)

申し訳ございません。

(高間委員長)

二人だけの会話にならないようお願いいたします。

千葉委員。

(千葉委員)

市営住宅の跡地という報告だったのですけれども、この市営住宅はいつ頃解体したあれなのか、分かれば教えていただきたいです。

(高間委員長)

板垣財政課長。

(財政課長)

今、申し訳ございません、手元に資料がないものですから、確定的なことは申し上げられませんけれども、10年ぐらいはもう前になろうかと思っております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますか。

工藤委員。

(工藤委員)

その場所については、市営住宅を解体した場所ということで、今回の請求があった区画というのかな、それ以外の部分についても市の財産としてあるもので、またそれを今回のように個人の方にとかということも、今後想定されるということですか。

(高間委員長)

財政課長。

(財政課長)

今、工藤委員からのお話がありましたとおり、市が所有している土地はいろいろなところにあるのですが、結構北炭から引き継いだ土地があったりだとかがございますので、正直何かしら埋まっている可能性があるというのは否定できませんので、そういった場合につきましては、今回と同じような対応になろうかと思えます。

(高間委員長)

工藤委員。

(工藤委員)

多分一角であれば、ほぼ同じような状況が今後も想定されるような形で、今の段階でそれを確認するとか、売却の前の段階でということは考えていないとか、その発生したらそういうことを考えていきたいというふうな考え方なのですか。

(高間委員長)

財政課長。

(財政課長)

工藤委員のご質問にお答えいたします。

まさに委員がおっしゃったとおり、事前に売る前になかなか確認ということは経費もかかりますし、出るか出ないかも分からないというところもございますので、発生主義といいますか、で対応していくのが原則になるかと思えます。

そういった対応も踏まえまして、契約書の中にこういった瑕疵担保責任ということで謳い込んでいるということになっております。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長はありますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないようですので、これで財政課を終わります。

【閉会】

(高間委員長)

以上で本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

お疲れさまでした。

午後 1時45分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員 長

高 間 澄 子
